

平塚市ツインシティ大神地区 土地区画整理組合だより

第13号

平成29年度事業報告書、収支決算書 及び財産目録について ご承認いただきました！

秋涼の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成30年8月18日（土）午前10時より平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合の第12回総会を大神公民館にて開催いたしました。

当日は、総会の議題として、「平成29年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について」の議案を上程し、組合員の皆様の慎重なご審議により、承認をいただきました。

本組合は、事業認可から3年目を迎え、組合員および関係者のご協力のもと、整地等の事業に着手した部分が、約73%となってまいりました。

都市計画道路及び一部水路等の整備の遅れはありますが、概ね順調な整備を行っているところです。

また、その他の事業関連について、以下のとおり報告をさせていただきました。

医療施設（東名厚木病院）について、平塚市、三思会及び組合と協議を進めた結果、基準病床確保の期待が持てず、三思会より断念する旨の話がありました。

医療施設の大神地区への誘致は、自治会と市との約束であり、今後とも組合、平塚市と情報を共有し、診療所などを建設できる場合には、十分考慮してまいります。

共同化利用賃貸街区のイオンモールへの引渡しについて、本年10月末を予定し1年以内に着工する計画をしておりましたが、引渡し日は延期となるものと考えております。

現在、県・市・組合及びイオンモールで協議を重ねており、今後、関係者の皆様には改めてご報告をさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

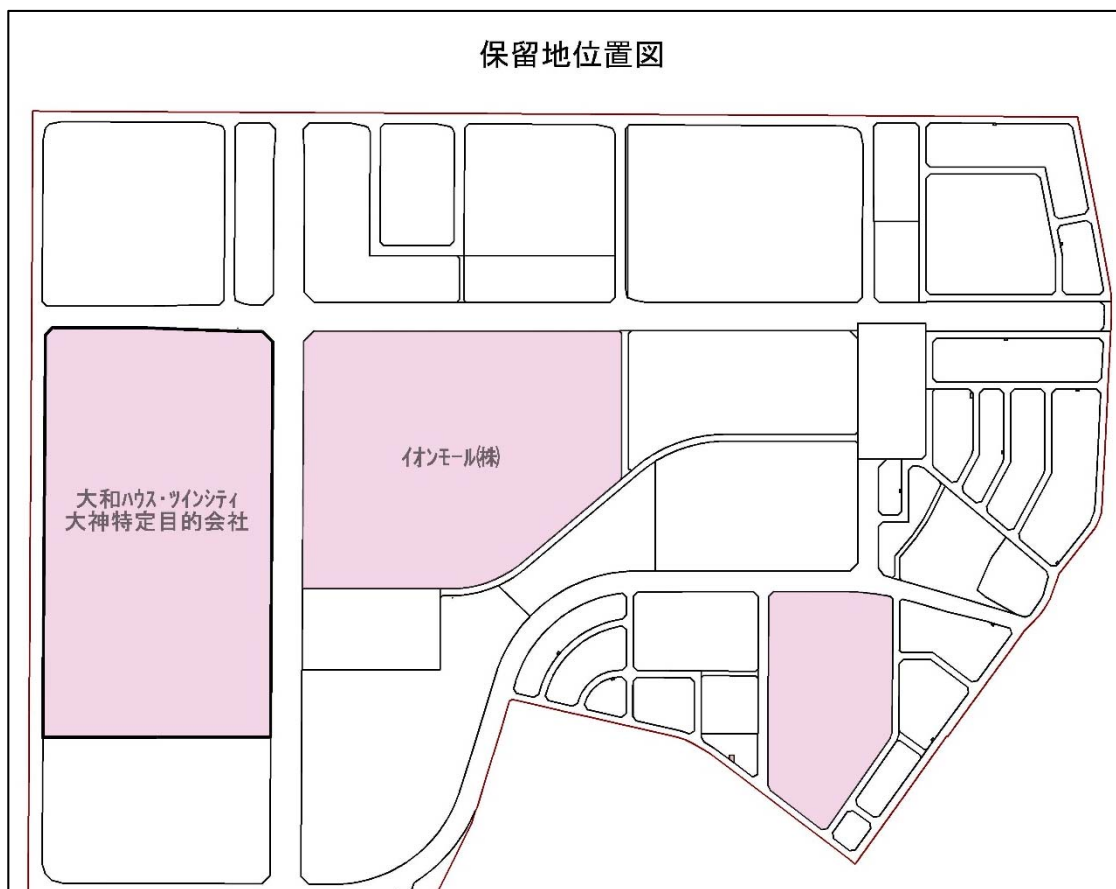
まちびらきについては、ツインシティ大神のまちづくりが目指す都市像を達成するために、その実現が大きく拓けてきたところを、関係者とともに広く社会に公表することを目的として実施する予定といたします。実施時期は、2020年を目標とし、今後詳細に検討してまいりますので、改めてご報告いたします。

今後とも、円滑な事業推進に向け、役員一同、誠心誠意努力してまいりますので、組合員の皆様のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。



理事長 福田 文雄

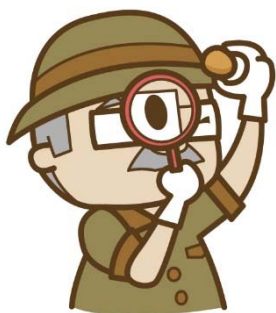
保留地の処分状況



平成29年度までに保留地を処分したのは、全保留地処分価格の約40%で55.3億円の収入となっております。

【平成28年度】	23.7億円	大和ハウス・ツインシティ大神特定目的会社(手付金) 12.6億 イオンモール(株)(手付金) 11.1億
【平成29年度】	31.6億円	
【合計】	55.3億円	

文化財調査の実施



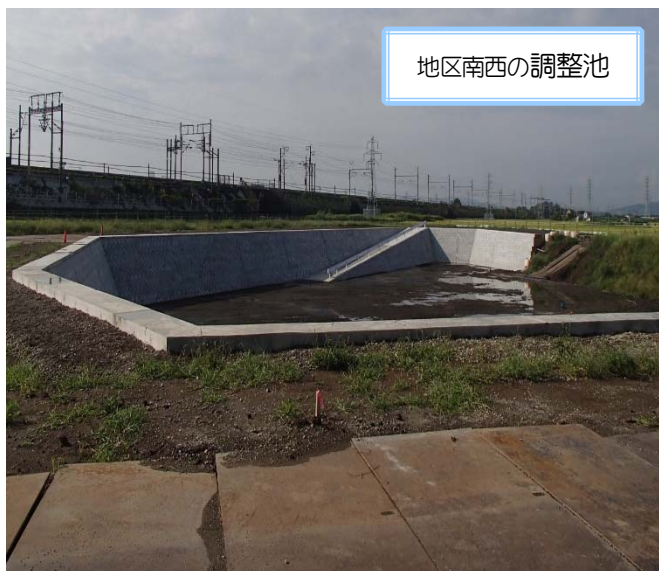
本地区の文化財調査は平成27年度から3カ年に渡り実施してまいりました。発掘された主なものは、弥生時代後半から古墳時代初頭の土杭や土器片、戦国時代から江戸時代の井戸などとなっております。

3カ年に渡る調査は全て完了し、平塚市教育委員会に報告書を納品しております。

また組合にも備え付けておりますので、ご活用下さい。

今年の3月8・9日の大雨被害による工事復旧状況

<防災調整池築造工事(その1)>



地区南西の調整池

防災調整池築造工事(その1)については、石積擁壁等の全面撤去後、改めて築造工事を施工し、9月14日(金)に完了検査を受けました。

<笠張支川水路築造等工事(その2)>



地区西側の笠張支川

笠張支川水路築造等工事(その2)については、上記の状況写真の通り、BOX全面撤去後、用水路としての仮水路として機能を担保し、用水が不要となった10月中旬より新たなBOXを設置いたします。

工事の進捗状況



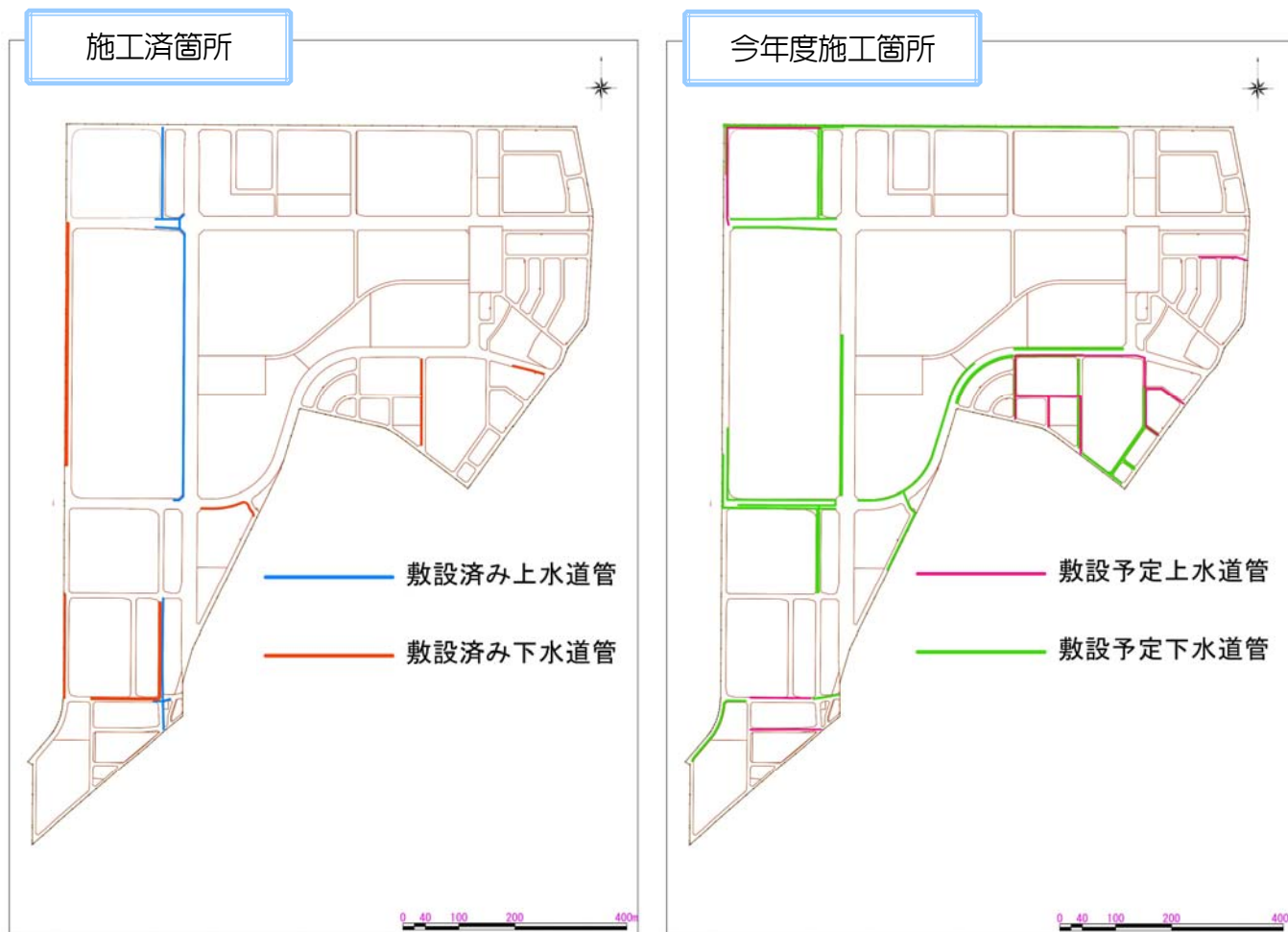
平成30年度も上半期(4～9月)を過ぎ、年度当初より工事施工を予定する道路築造工事・水路築造工事・整地工事については、異常気象による天候の影響もありましたが、概ね順調に進んでおります。

また、インフラ整備工事(下水道・上水道等)につきましても、平塚市及び県水道企業庁等の施工にて整備が進んでおり、下水道の一部供用開始を平成31年度の予定としております。

なお、国道129号線の拡幅に伴う歩道等の整備は県施工により一部区間の着工が予定されております。

工事期間中はご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

インフラの整備状況



施工済箇所図及び今年度における施工及び施工予定箇所図に基づいてインフラ施工業者等との調整を図りながら進めております。

各種届出について(組合員の皆様へのお願い)

第1回総会でもご説明いたしました「土地区画整理法第76条申請」、「土地の権利異動の届出」、「共有代表者選任の届出」、「住所変更の届出」などの各書式は組合事務局に備え付けておりますので、下記までお問い合わせください。

● 建築行為等の制限があります

土地区画整理法第76条(建築行為等の制限)の規定により、建築物・擁壁・ブロック・フェンスその他の工作物の新築、改築や、土地形質の変更等を行う場合は、平塚市の許可が必要となります。許可申請書の提出には、本組合の意見書を添付いたしますので、申請前に本組合までご相談ください。

● 土地区画整理事業の権利異動・住所変更の届出が必要です

定款第86条の規定により、土地の権利異動(所有権移転、住所・氏名等の変更、土地の分合筆、地目変更など)及び住所変更が生じた場合には、本組合にその旨の届出をお願いいたします。

【お問い合わせ】

平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合 事務局
 〒 254-0012 平塚市大神 2 5 5 9 - 4
 TEL 0463-79-8401 (平日 9 時 ~ 17 時)
 組合ホームページアドレス <http://twin-ookami.jimdo.com/>

